



第5期介護保険料

—— **実質12段階に** ——

低所得者の保険料を軽減!

日本共産党市議団の提案実る

3月定例会市議会に第5期（平成24年度～26年度）介護保険料の改定（案）が示されました。改定案では、●基本料金（第4段階）を100円アップの4300円に、●第1段階から第3段階の保険料を据え置き、●特例第3段階を新たにつくり、保険料を月額500円引き下げました。日本共産党市議団の山根とみえ議員は、低所得者の保険料を軽減するよう議会で再三求めてきました。今回の改定案は、実質11段階から実質12段階にふやし、低所得者の保険料を一定額軽減する内容になっています。3月9日の福祉文教委員会で審議した後、最終日の28日に採決します。

「第4期保険料と第5期保険料の比較表」

所得段階	第4期保険料			第5期保険料		4期保険料との比較
	対象者	保険料額	割合	保険料額	割合	
第1段階	生活保護受給者及び住民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	21,600 (月1,800)	0.429	21,600 (月1,800)	0.419	○
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額収入額の合計が80万円以下の方	21,600 (月1,800)	0.429	21,600 (月1,800)	0.419	○
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、第2段階に該当しない方	34,800 (月2,900)	0.691	28,800 (特例3段階) (月2,400) (注1)	0.558	新設 ▲6,000 (月▲500)
				34,800 (第3段階) (月2,900) (注2)	0.675	○
特例第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人の前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	42,000 (月3,500)	0.834	42,000 (月3,500)	0.814	○
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で特例第4段階に該当しない方	50,400 (月4,200)	1.000	51,600 (月4,300)	1.000	+1,200 (月+100)
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	55,200 (月4,600)	1.096	56,400 (月4,700)	1.093	+1,200 (月100)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	62,400 (月5,200)	1.239	64,800 (月5,400)	1.256	+2,400 (月200)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	75,600 (月6,300)	1.500	80,400 (月6,700)	1.558	+4,800 (月400)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	82,800 (月6,900)	1.643	88,800 (月7,400)	1.721	+6,000 (月+500)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1000万円未満の方	87,600 (月7,300)	1.739	94,800 (月7,900)	1.837	+7,200 (月+600)
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の方	92,400 (月7,700)	1.834	102,000 (月8,500)	1.977	+9600 (月+800)

(注1) 世帯全員が住民税非課税、本人の前年の課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方
 (注2) 世帯全員が住民税非課税、本人の課税年金収入額の合計が120万円を超える方

—— **法律相談** ——
3月23日(金) 13時30分～15時
 予約が必要です。市議団までご連絡ください。